



社会福祉協議会各支部役員を対象とした「地域ふくし懇談会」開催状況

No	期 日	内 容	場 所	参加人数	備考(参加支部)
1	R4.7.5	金砂郷地区懇談会	旧金砂郷保健センター	36	久米・郡戸・金郷・金砂
2	R4.7.14	里美地区懇談会	市里美支所	26	小里・賀美
3	R4.7.29	水府地区懇談会	水府総合センター	43	山田・染和田・天下野・高倉
4	R4.8.26	常陸太田地区①懇談会	市民交流センター	48	太田・機初・誉田・佐都・河内
5	R4.8.29	常陸太田地区②懇談会	総合福祉会館	48	西小沢・幸久・佐竹・世矢

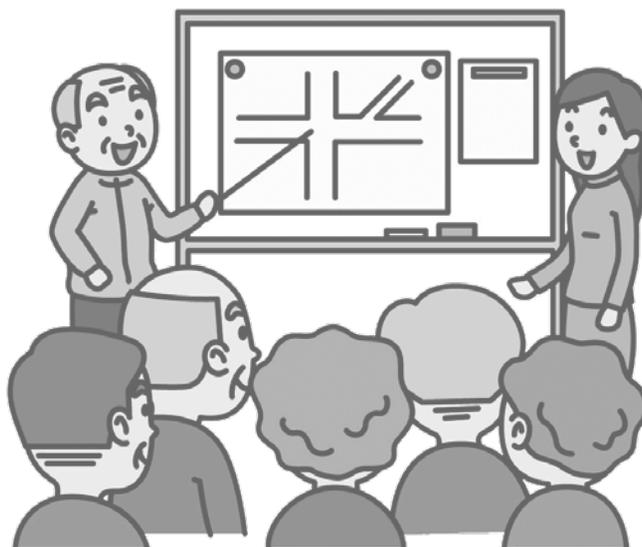


常陸太田市社会福祉協議会各支部主催による「地域ふくし懇談会・まとめ会議」開催状況

No	期 日	支 部	場 所	参加人数
1	R4.9.14	西小沢支部	西小沢公民館	27
2	R4.11.20	天下野支部	天下野地域交流センター	31
3	R4.11.22	久米支部	久米地域交流センター	14
4	R4.12.5	金郷支部	旧金砂郷保健センター	20
5	R4.12.7	佐竹支部	佐竹公民館	33
6	R4.12.7	金砂支部	かなさ笑楽校	18
7	R4.12.10	郡戸支部	工芸センター楓	26
8	R4.12.13	里美地区(小里・賀美)	里美文化センター	32
9	R4.12.14	世矢支部	世矢公民館	40
10	R4.12.14	河内支部	河内公民館	34
11	R4.12.15	幸久支部	幸久公民館	20
12	R5.1.14	高倉支部会	地域交流センター	18
13	R5.1.17	山田支部	山田公民館	19
14	R5.1.24	染和田支部	水府総合センター	17
15	R5.1.26	佐都支部	佐都公民館	27
16	R5.1.26	太田支部	市民交流センター	37
17	R5.2.1	誉田支部	誉田公民館	26
18	R5.2.2	幸久支部②	幸久公民館	22
19	R5.2.2	小里支部②	市里美支所会議室	10
20	R5.2.7	世矢支部②	世矢公民館	13
21	R5.2.8	賀美支部②	折橋コミュニティセンター	15
22	R5.2.12	佐竹支部②	佐竹公民館	21
23	R5.2.16	金砂支部②	かなさ笑楽校	12
24	R5.2.24	太田支部②	太田公民館	13
25	R5.2.24	金郷支部②	旧金砂郷保健センター	11
26	R5.3.2	世矢支部③	世矢公民館	14
27	R5.3.3	誉田支部②	誉田公民館	8
28	R5.3.27	幸久支部③	幸久公民館	20
参加者数(延べ)				598

常陸太田市地域福祉推進庁内連絡調整会議・作業部会及び常陸太田市社会福祉協議会地域福祉推進連絡調整会議・作業部会

No	期 日	場 所	内 容
1	R3.6.25	市総合福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会研修会 「新型コロナ感染とこれからの地域福祉」 ・グループワーク「コロナ禍を乗り越えるアイデア」 講師 長谷川幸介氏・外岡仁氏
2	R3.12.10	市総合福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会 新型コロナウイルスを乗り越えるための特別計画(案)について 講師 長谷川幸介氏・外岡仁氏
3	R4.6.27	市総合福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会を中止(新型コロナウイルス感染のため)
4	R4.12.19	書面にて	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会に地域福祉計画の更新に係る事業調査について
5	R5.1.11	市役所分庁舎 203・204 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会研修会(ZOOMによるオンライン会議) 地域福祉計画の概要と今後のスケジュールについて ・講演会「幸せつくる 夢見る力」 講師 長谷川幸介氏・外岡仁氏
6	R5.1.30	書面にて	<ul style="list-style-type: none"> ・市地域福祉推進庁内連絡調整会議 第3期常陸太田市地域福祉計画(案)の確認について



常陸太田市地域福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、常陸太田市地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 法107条に規定する地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画の策定、推進及び改定に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 社会福祉を推進する市民団体に属する者
- (3) 社会福祉事業に属する者
- (4) 保健医療事業に属する者
- (5) 社会教育に関係する者
- (6) 地縁団体に関係する者
- (7) 地域福祉に識見を有する者
- (8) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に常陸太田市情報公開条例(平成11年常陸太田市条例第20号)第7条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときはこの限りではない。

(庶務)

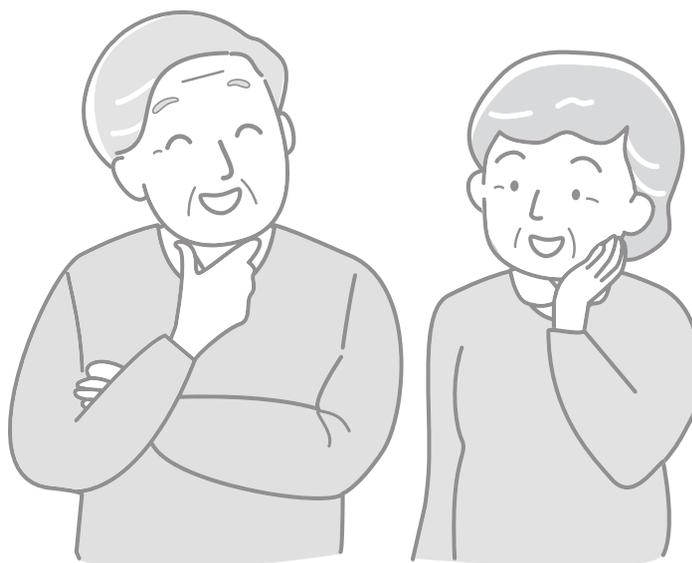
第8条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、福祉のまちづくり委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の策定、推進及び改定に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから常陸太田市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 社会福祉を推進する市民団体に属する者
- (3) 社会福祉事業に属する者
- (4) 保健医療事業に属する者
- (5) 社会教育に関係する者
- (6) 地縁団体に関係する者
- (7) 地域福祉に識見を有する者
- (8) その他会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に個人・団体の権利利益を害する恐れのある情報が含まれる場合はこの限りではない。公開については常陸太田市情報公開条例（平成11年常陸太田市条例第20号）を準用する。

(庶務)

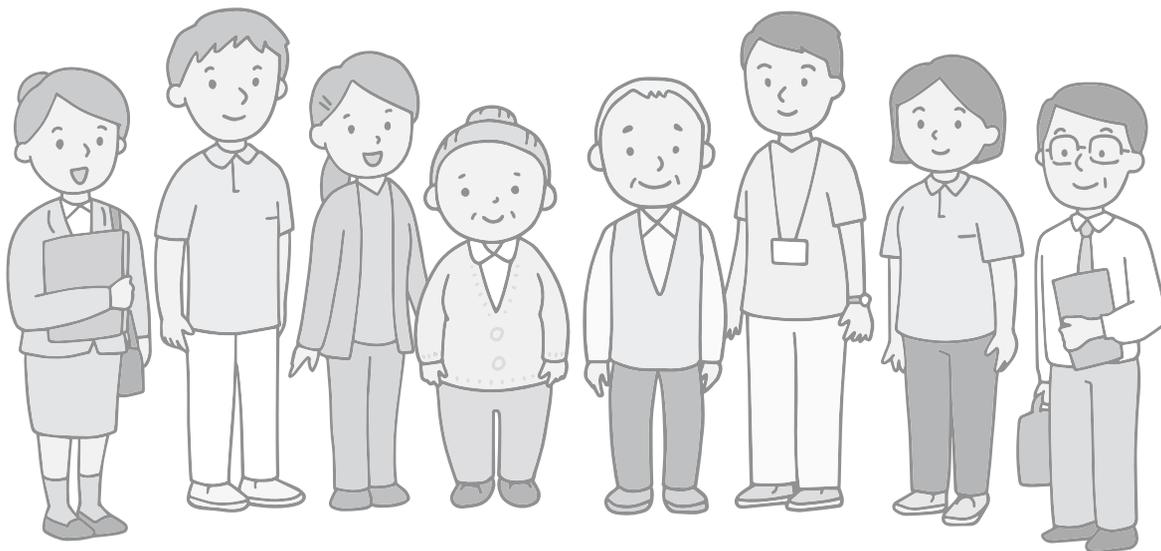
第8条 委員会の庶務は、常陸太田市社会福祉協議会地域づくりグループにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成17年6月1日施行の常陸太田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱は廃止する。



常陸太田市地域福祉推進委員会委員
常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会委員

※敬称略

任期：令和４年１１月１４日～令和７年１１月１４日

No	氏名	推薦依頼団体等	備考
1	篠原 勝幸	社会福祉協議会 副会長 地区町会長協議会会長(常陸太田)	
2	茅根 康弘	地区町会長協議会会長(金砂郷)	
3	長嶋 猛夫	地区町会長協議会会長(水府)	
4	吉村 泰典	地区町会長協議会会長(里美)	
5	土田 惣一	社会福祉協議会支部長	
6	上野 洋子	社会福祉協議会支部長	副委員長
7	関 公樹	社会福祉協議会支部長	
8	山本 一之	社会福祉協議会支部長	
9	豊田 洋子	社会福祉協議会支部長	
10	松本 幸雄	社会福祉協議会 副会長 民生委員・児童委員協議会会長	
11	後藤 弘一郎	シルバーリハビリ体操指導士会	
12	篠崎 隆一	常陸太田市主任介護支援専門員会	
13	須田 祥子	重度心身障がい児デイサービス ふくら	
14	草野 朋子	久米薬局 薬剤師	委員長
15	西野 泰司	常陸太田市学校長会	
16	片根 志雄	社会福祉士・精神保健福祉士	
17	藤田 洋子	市民代表	

アドバイザー

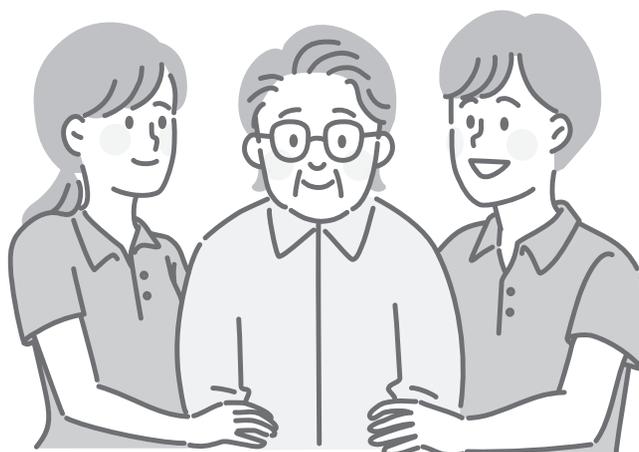
※敬称略

長谷川 幸介	茨城県生涯学習・社会教育研究会 会長
外 岡 仁	茨城県社会福祉協議会 地域福祉活動アドバイザー

常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会開催状況

(常陸太田市地域福祉推進委員会・常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会)

No	期 日	場 所	内 容
1	R4.11.14	市消防本部多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長選出について ・常陸太田市地域福祉計画・常陸太田市地域福祉活動計画の一体的策定の考え方について(概要・策定の手順・策定スケジュール等)
2	R5.2.10	市消防本部多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について ・基本理念の設定について ・計画の通称(サブタイトル)について
3	R5.3.24	市消防本部多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画素案並びにパブリックコメントについて ・地域福祉計画の表紙について ・今後の日程及び常陸太田市地域福祉推進委員会及び常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会について



常陸太田市社会福祉協議会 支部

※敬称略

令和4年4月1日現在

支部	支 部 長 名	支部の地域
太 田	石 井 勝 三	宮本町・内堀町・中城町・栄町・東一町・塙町・金井町・東二町・東三町・木崎一町・木崎二町・山下町・西三町・西二町・西一町・寿町
機 初	福 地 壽 之	幡町・四季の丘はたそめ・三才町・西宮町・田渡町・長谷町・高貴町
西小沢	高 野 俊 郎	岡田町・小沢町・内田町上・内田町中・内田町下・落合町・堅磐町・上土木内町・沢目町
幸 久	中 山 芳 樹	上河合町・下河合町・藤田町・栗原町・島町
佐 竹	土 田 惣 一	磯部町・谷河原町・天神林町・佐竹南台・稲木町
誉 田	桐 原 弘	馬場町上・馬場町下・馬場町真淵・新宿町上・新宿町下・増井町・下大門町一・下大門町二・上大門町一・上大門町二・瑞竜町一・瑞竜町二
佐 都	上 野 洋 子	里野宮町・白羽町・茅根町・常福地町・春友町
世 矢	黒 澤 一 治	小目町・亀作町・真弓町・真弓町真弓ヶ丘団地・大森町
河 内	片 根 好 朗	町屋町・町屋町北・西河内下町・西河内中町・西河内上町
久 米	小 澤 元	久米町・葉谷町・大里町1・大里町2・大平町・玉造町・芦間町・大方町・岩手町
郡 戸	櫻 井 康 夫	花房町・新地町・松栄町・中野町・小島町
金 郷	岡 崎 泰 則 (副支部長)	高柿町・竹合町・箕町・下利員町・中利員町・千寿町
金 砂	関 公 樹	上利員町・下宮河内町・赤土町・上宮河内町
山 田	山 本 一 之	松平町・和田町・東連地町・棚谷町・国安町
染和田	石 澤 昌 治 (支部長代理)	和久町・町田町・西染町・中染町中南・中染町中東・中染町中西・東染町
天下野	吉 田 重 文	天下野町一区・天下野町二区・天下野町三区・天下野町四区・天下野町五区・天下野町六区
高 倉	益 子 清 一	上高倉町第1・上高倉町第2・下高倉町第1・下高倉町第2
小 里	豊 田 洋 子	里川町・徳田町・小麦町・小中町・大中町・大中町白幡台
賀 美	鈴 木 一	折橋町・小菅町・上深荻大菅町